



<資料>ケベックのフランス語法 (邦訳)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大島, 俊之 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00001765">https://doi.org/10.24729/00001765</a>

# ケベックのフランス語法 (邦訳)

大 島 俊 之

## 目 次

訳者はしがき

フランス語憲章

前文

第1章 フランス語の地位

- 第1節 ケベックの公用語 (第1条)
- 第2節 基本的言語権 (第2条～第6条)
- 第3節 立法及び司法における言語 (第7条～第13条)
- 第4節 行政の言語 (第14条～第29条)
- 第5節 準公共機関における言語 (第30条～第40条)
- 第6節 労働の言語 (第41条～第50条)
- 第7節 商業及び取引の言語 (第51条～第71条)
- 第8節 教育の言語 (第72条～第88条)
- 第9節 雑則 (第89条～第98条)

第2章 フランス語局及びフランス語化

- 第1節 解釈 (第99条)
- 第2節 フランス語局 (第100条～第121条)
- 第3節 地名委員会 (第122条～第128条)
- 第4節 行政のフランス語化 (第129条～第134条)
- 第5節 企業のフランス語化 (第135条～第156条)

第3章 監督委員会及び調査 (第157条～第184条)

第4章 フランス語審議会 (第185条～第204条)

第5章 違反及び罰則 (第205条～第208条)

第6章 経過規定及び雑則 (第209条～第214条)

付則

訳者はしがき

本稿は、ケベック州 (カナダ) の「フランス語憲章 (Charte de la langue française)」を翻訳したものである。底本としては、1983年にケベック公刊局

(Editeur officiel du Québec) から発行されたフランス語正文を用いた。<sup>(1)</sup>  
 本法は、1977年12月31日に施行され、1979年6月1日、1980年11月1日および  
 1982年7月1日に改正されている。本稿は、1983年4月1日現在の条文を翻訳  
 したものである。<sup>(2)</sup>

本法の背景を理解していただくために、カナダおよびケベック州における公  
 用語について記しておく。カナダにおいては、連邦段階では、英語およびフラ  
 ンス語の両方が正式に公用語とされている。<sup>(3)</sup>しかし、州段階では英仏両国語を  
 正式に公用語としているのは、ニュー・ブランズウィック州のみである。ケベ  
 ック州はフランス語のみを公用語とし、その他8州は英語のみを公用語として  
 いる。ケベック州においては、大まかにいって、全人口約600万人のうち、約  
 500万人が主としてフランス語を使用し、約100万人がそれ以外の言語（必ず  
 しも英語とは限らない）を使用している、といわれている。すなわち、南の巨  
 人（アメリカ合衆国）をも含めれば、英語使用人口が圧倒的な北米大陸におい  
 て、フランス語使用人口は2パーセント程度に過ぎないのである。<sup>(4)</sup>しかし、フ  
 ランス語系の人々にすれば、カナダ移民の基礎を築いたのは自分達の祖先だど  
 う誇りがある。この誇り高いケベック人にとっては、フランス語の使用こそ  
 が自己のアイデンティティの核心部分なのである。手をこまねいていれば、  
 北米大陸におけるフランス語使用人口が消滅してしまうのではないかというケ  
 ベック人の危機感が、本法の背景となっているといえるであろう。

ケベックにおいては——カナダにおいても——、公用語問題は重大な政治問  
 題である。本法は、「Loi 101 (ロア・サン・アン)」と俗称され、マスコミに

- (1) 同じく公刊局から刊行されている英語訳 Charter of the French language も  
 参照した。
- (2) 記者は、1983年秋には本法の翻訳を完了していたのであるが、ケベック滞在中  
 であったため、発表が今日まで遅れた。
- (3) 1982年のカナダ憲法16条1項は、次のように規定している。「英語及びフラン  
 ス語は、カナダの公用語であり、カナダ議会及び政府のあらゆる機関において、  
 同等の地位を有している」。
- (4) カナダのニュー・ブランズウィック州およびマニトバ州、アメリカ合衆国の東  
 北部（メイン州など）およびルイジアナ州にも、フランス語を使用する人々が存  
 在するが、ケベック州に比べれば、極めて少数である。

おいてもよく議論される。訳者は、1983年12月2日、ケベックの仏語新聞 *Le Soleil* 紙上に、外国人法学者の立場から本法についての批判的な私見を發表した。これに対して、法律家、法学部学生のみならず、一般市民の皆様からも筆者のもとに多くのご意見を寄せていただいた。しかし、わが日本で、本法に対する見解を日本語で述べることにはあまり意味がないと思われるので、私見をくり返して述べることはひかえたい。本法を翻訳し、その内容について日本に紹介する訳者の目的は、次の二点に要約される。第1は、法律に慣れておられないであろうと思われる言語社会学者等の言語問題に関心を持つ人々に、資料を提供することである。第2の目的は、より実際的なもので、ケベック州内の日系企業<sup>(5)</sup>、日本人滞在者および日系人に対して、日常活動の参考に供したい、ということである。

最後に、私事を付加けえることをお許しいただきたい。訳者は、カナダ連邦政府の *Faculty Enrichment Award* を受け、1983年8月27日から1984年12月5日まで、1年4か月近くカナダに滞在し、主としてケベック市郊外にあるフランス語系のラヴァル大学法学部で客員教授として研究する機会を与えられた。本稿は、その間の研究の乏しい成果の一部である。カナダ政府、ラヴァル大学法学部の同僚諸教授、およびお世話になったケベック市民の皆様感謝の意を表したい。

## フランス語憲章

### 前 文

フランス語を話す人々の固有の言語であるフランス語は、ケベック人が自己のアイデンティティを表現することを可能にする。

ケベック国民議会は、フランス語の質と影響力を確保しようとするケベック人の意図を承認する。国民議会は、フランス語をして、州の公用語、法律用語とするとともに、労働、教育、コミュニケーション、商業及び取引における普

(5) 例えば、1984年に、ケベック州の首相ルネ・レヴェック氏が来日され、わが国の経済界の代表と会談されたが、日本側からの質問はフランス語問題に集中した、というようにケベックでは報道された。

通かつ日常の言語とすることを、決議する。

国民議会は、公正にこの目的を追求するとともに、少数民族にも寛大な態度でのぞむ意図であり、ケベックの発展に対する少数民族の多大の貢献を評価する。

国民議会は、わが国土の最初の住民の子孫であるケベックのアメリカインディアン<sup>(6)</sup>及びエスキモー<sup>(7)</sup>に対して、独自の言語と文化を維持し発展させる権利を認める。

これらの基本方針は、民族文化の再評価という全地球的運動と連動するものであるが、同時に、各民族は、国際社会に対してそれぞれに貢献すべき義務を負っている。

女王陛下は、ケベック国民議会の助言と承認を得て、以下のとおり立法する。

## 第1章 フランス語の地位

### 第1節 ケベックの公用語

**第1条** フランス語は、ケベックの公用語である。

### 第2節 基本的言語権

**第2条** すべての人は、行政府、健康及び社会的サービス部門、公共的企業、専門職団体、労働組合及びケベックで活動する企業との間において、フランス語でコミュニケーションする権利を有する。

**第3条** 会議においては、すべての人は、フランス語で表現する権利を有する。

---

(6) 原語は **Amerindien** である。アメリカインディアンとインド人を区別するための造語で、ケベックでは広く用いられている。

(7) 原語は、**Esquimau** ではなく、**Inuit** である。アメリカインディアンという言葉で「エスキモー」というのは「生肉を食べる者」という意味で、適切な表現ではない。このため、正式の場では、エスキモー語で「人」を意味する「イヌイット」という語が用いられる。しかし、わが国では、このことはほとんど知られていないと思われるので、わが国の慣用に従い、「エスキモー」と訳しておいた。

**第4条** 労働者は、フランス語で活動する権利を有する。

**第5条** 物又はサービスの消費者は、フランス語で情報を得、フランス語でサービスを受ける権利を有する。

**第6条** ケベックにおいて教育を受けるべき者は、フランス語で教育を受ける権利を有する。

### 第3節 立法及び司法における言語

**第7条** フランス語は、ケベックにおける立法及び司法の言語である。<sup>(8)</sup>

**第8条** 法律案は、公用語で起草する。法律案は、フランス語によって国民議会に付託され、採択され、承認される。

**第9条** フランス語による法律及び規則のみが、正文である。

**第10条** 行政府は、法律案、法律及び規則の英語訳を印刷し、公刊する。

**第11条** 法人は、裁判所及び司法的若しくは準司法的機能を果す機関に対しては、公用語を用いなければならない。これらの機関においては、法人は、当該争訟のすべての当事者が英語を用いることに同意した場合を除き、公用語を用いなければならない。

**第12条** 裁判所及び司法的若しくは準司法的機能を果す機関によって発せられる手続書面、及びそれらの機関において行為する弁護士によって発せられる手続書面は、フランス語によって記されなければならない。ただし、他の言語によることについて明示的に同意している自然人に対しては、これらの書面は、他の言語で記すことができる。

**第13条** ケベックにおいて、裁判所及び司法的若しくは準司法的機能を果す機関によって下される裁判は、フランス語によって記すか、又は公の認証を得たフランス語訳を付さなければならない。〔後者の場合には〕<sup>(9)</sup> 裁判のフランス語訳のみが正文である。

---

(8) カナダの連邦議会では同時通訳が付けられているが、ケベックの州議会では同時通訳されない。したがって、英語系の議員もすべてフランス語で討論する。

(9) [ ] 内は訳者が付け加えた部分である。以下においても同様。

#### 第4節 行政の言語

**第14条** 政府、各省、行政府の他の機関、及びサービス部門の名称は、フランス語のみによって表示される。<sup>(10)</sup>

**第15条** ①行政府は、公用語によって書面を作成し、公刊する。

②本条の規定は、ケベックの対外的関係、フランス語以外の言語を使用している報道機関による公告及び通知、及び行政府に対してフランス語以外の言語を使用した自然人に対する連絡には、適用しない。

**第16条** 他の政府及びケベックにおいて設立された法人との間の連絡書面においては、行政府は、フランス語のみを用いる。

**第17条** 政府、各省及び行政府の他の機関相互の間の連絡書面においては、フランス語のみを用いる。

**第18条** 政府、各省及び行政府の他の機関のそれぞれの内部においては、フランス語が、連絡書面における使用言語である。

**第19条** 行政府におけるすべての会議の召集通知、日程及び議事録は、公用語で記載する。

**第20条** ①行政府において、ある地位に任用され、更迭され、あるいは昇進するためには、公用語について、その地位にふさわしい知識を必要とする。

②前項の規定を適用するために、行政府の各機関は、フランス語局の同意を得て、確認の基準及び方式を決定する。それが欠けている場合には、フランス語局が決定する。フランス語局は、基準及び方式を不十分と判断する場合には、当該機関にその変更を命じ、又は自らそれを決定することができる。

**第21条** 行政府の締結する契約書及びそれに関連する下請契約書は、公用語で作成する。行政府がケベック外で契約を締結する場合には、契約書及びそれに関連する書面は、他の言語で作成することができる。

**第22条** 行政府は、掲示においては、公衆の健康若しくは安全のために他の言語をも用いることが必要である場合を除き、フランス語のみを用いる。

---

(10) ケベック州の英語の新聞、テレビにおいては、政府機関のフランス語名称を翻訳せず、そのまま使用する。例えば、L'office de la langue française (フランス語局) は、The office de la langue française と表示される。

**第23条** ①健康サービス機関及び社会サービス機関は、そのサービスを公用語<sup>(11)</sup>で提供することを、確保しなければならない。

②これらの機関は、公衆に対する掲示、連絡及び印刷物においては、公用語を用いなければならない。

**第24条** 市町村又は教育機関、健康サービス機関、社会サービス機関及び第113条 f 号によって認められたその他のサービス機関は、フランス語を優先させつつ、フランス語とともに他の言語で掲示をすることができる。

**第25条** 市町村又は教育機関、健康サービス機関及び第113条 f 号によって認められた社会サービス機関は、1983年末までに、第15条から第23条までの規定に従い、また1977年8月26日以後、そのための方策を実施しなければならない。

**第26条** 教育機関、健康サービス機関及び第113条 f 号によって認められた社会サービス機関は、その名称及び内部連絡においては、公用語とともに他の言語を用いることができる。

**第27条** 健康サービス機関及び社会サービス機関においては、治療記録のための書面は、作成者の事情に応じて、フランス語又は英語で作成する。ただし、個々の健康サービス機関又は社会サービス機関が、これらの書面をフランス語のみで作成すべき旨を決定することは、妨げない。治療記録の要約は、それを入手することのできる権限を有するすべての者の請求に対して、フランス語で提供しなければならない。

**第28条** 教育機関の管理部門又はフランス語以外の言語による教育部門においては、内部の連絡用語として、公用語とともに教育言語を用いることができる。

**第29条** 道路標識においては、公用語のみを用いることができる。<sup>(12)</sup> フランス語の文字とともに、又はそれに代えて、記号又は絵を用いることができる。

(11) ケベック州においても、英語を用いる学校、病院、新聞、テレビ等が存する。むしろ、それらの質は高く評価されている。

(12) 例えば、モンリオール（正式には仏語名「モンレアル」を用いるべきである）においては、古い道路標識に「通り」を意味する英語の「St.」という文字が記されていたが、この部分を削除する作業さえ行なわれている。



## 第5節 準公共機関における言語

**第30条** ①公共的企業，専門職団体及び専門職団体の構成員は，公用語によってサービスを提供することができるように，方策を実施しなければならない。

②これらの者は，公衆に対する掲示，連絡及び印刷物（公共運送の切符を含む）においては，フランス語を用いなければならない。

**第31条** 公共的企業及び専門職団体は，行政府及び法人との間の書面による連絡においては，公用語を用いる。

**第32条** ①専門職団体は，すべての構成員との間の書面による連絡においては，公用語を用いる。

②ただし，専門職団体は，個々の構成員に対しては，その者の使用した言語を用いて回答することができる。

**第33条** 第30条及び第31条の規定は，フランス語以外の言語によって報道している報道機関による連絡及び通知には，適用しない。

**第34条** 専門職団体は，フランス語の名称のみを有する。

**第35条** ①ケベックにおいては，専門職団体は，職務を行いうる程度に公用語の知識を有する者に対してのみ，免許を与えることができる。

②この知識は，試験の実施及び証明書の発行について規定するフランス語局の規則に従って，確認しなければならない。

**第36条** 業務を行うために必要な免状を取得する直前の2年間，免状を発行しうる教育機関に在籍していた者は，公用語の知識に関する第35条の要件を満たしているものと証明することができる。

**第37条** 専門職団体は，ケベック外から来た者で，その職務を行いうる能力を有しつつも，公用語の知識に関する第35条の要件を満たしていない者に対して，1年未満の期間について，仮の免許を与えることができる。

**第38条** 第37条に規定する免許は，公の利益に合致するときには，フランス語局の同意を得て，2回に限り更新することができる。更新の際には，当事者は，フランス語局の規則に従った試験を受けなければならない。

**第39条** ケベックにおいて第36条に規定する免状を取得した者は，1980年末

までに限り、第37条及び第38条の規定の利益を享受することができる。

**第40条** 公の利益に合致する場合には、専門職団体は、フランス語局の事前の同意を得て、すでに外国又は他の州の法律によって職務の執行を許されている人物に対して、一部免許を与えることができる。一部免許の保持者は、特定の使用者の計算において、かつ、公衆と取引をしない地位においてのみ、その職務を行うことができる。

## 第6節 労働の言語

**第41条** 使用者は、従業員に対する連絡においては、公用語を用いる。使用者は、求人及び昇進の公告においては、フランス語で記載し公示する。

**第42条** 求人公告が、行政府、準公共機関、又は第136条、第146条若しくは第161条の規定によりフランス語化の証明書の取得、フランス語化委員会の設置又はフランス語化計画の適用を求められている企業の求人に関するものである場合において、使用者が、フランス語以外の言語によって発行されている日刊紙に求人公告を公示するときは、同時に、フランス語によって発行されている日刊紙にも、少なくとも同じ大ききで公示しなければならない。

**第43条** 労働協約及びその付属文書は、公用語で作成しなければならない。労働法典（chapitre C-27）第72条の規定によって交付すべき文書についても、同様とする。

**第44条** ①団体交渉、労働協約の更新若しくは改定に関する苦情又は紛争においては、仲裁決定は、公用語によって記すか、又は公の認証を得たフランス語訳を付さなければならない。〔後者の場合には〕決定のフランス語訳のみが正文である。

②調停人、労働委員会及び労働裁判所が労働法典を適用して下した決定についても、同様とする。

**第45条** 使用者は、従業員がフランス語のみしか話すことができないという理由、又は公用語以外の言語について十分な知識を有していないという理由で、解雇、一時解雇、降格又は配置転換をしてはならない。

**第46条** ①使用者は、〔従業員を〕ある職業又はある地位に就けるに際して、公用語以外の知識を要求してはならない。ただし、職務の遂行のために他の言

語の知識を必要とするときは、この限りでない。

②利害関係人、労働組合又は場合によってはフランス語局に対して、他の言語の知識の必要性を証明すべき義務は、使用者が負う。フランス語局は、この紛争について決定を下す権限を有する。

**第47条** ①第45条又は第46条に対する違反が存する場合には、労働協約によって規律されていない労働者は、労働法典の規定に従って任命された労働委員に対して、自己の権利を主張することができる。

②労働者が労働協約によって規律されている場合において、組合が活動しないときは、労働者は、自己の苦情につき仲裁に付す権利を有する。この苦情の仲裁については、労働法典第17条を準用する。

**第48条** 被用者又は労働組合に対して認められた権利に関する場合を除き、本節の規定に合致しない法律行為、決定及びその他の書面は、無効とする。本節に規定する言語以外の言語の使用は、労働法典第151条の意味における方式違背とみなすことはできない。

**第49条** 被用者の組合は、その構成員との間の書面による連絡においては、公用語を用いる。ただし、組合は、個々の構成員が用いた言語を用いて回答することができる。

**第50条** 本法の第41条から第49条までの規定は、あらゆる労働協約のあらゆる部分に適用する。本法の規定に反する協約の条項は、無効とする。

## 第7節 商業及び取引の言語

**第51条** ①製品、その内容物又は包装、製品に付属する書面又は物、使用説明書及び品質保証書上の記載は、フランス語によらなければならない。この規定は、メニュー及びワイン・メニューにも適用する。

②フランス語文には一つ又は複数の翻訳を付すことができるが、他の言語による翻訳は、フランス語文に優先しない。

**第52条** フランス語局は、規則に従い、第51条に対する違反を摘発することができる。

**第53条** カタログ、パンフレット、リーフレットその他これに類する印刷物は、フランス語で記載しなければならない。

**第54条** フランス語局の規則によって認められた例外を除き、フランス語以外の言語の語いを要求されるおもちゃ又はゲームを、公衆に供してはならない。ただし、そのおもちゃ又はゲームのフランス語訳が、ケベックにおいて同程度に供給されている場合は、この限りでない。

**第55条** 附合契約<sup>(13)</sup>、印刷された条項による契約及び付属書面は、フランス語によって作成するものとする。両当事者の明示の意思による場合には、他の言語によって作成することができる。

**第56条** 第51条に掲げる書面が、法律、委員会の決定又は行政府の規則によって要求されている場合において、その使用言語が、連邦と州との間の合意、州相互の間の合意又は国家間の合意によるときは、同条を適用しない。

**第57条** 求人申込書、注文書、送り状、領収書、受領書は、フランス語によって記載しなければならない。

**第58条** 法律又はフランス語局の規則によって認められた例外を除き、掲示及び商業広告は、公用語によって行うものとする。

**第59条** 第58条の規定は、フランス語以外の言語で報道している報道機関における広告には、適用しない。また、金銭上の目的を有しない宗教的、政治的、イデオロギー的又は人道主義的メッセージにも、適用しない。

**第60条** 使用者本人を含めて4人以下の者で構成される企業は、その内部においては、フランス語とともに他の言語で掲示をすることができる。しかし、フランス語は、少なくとも他の言語と同じ程度に明瞭でなければならない。

**第61条** 特定の民族グループの文化活動に関する場合には、掲示は、フランス語とともに、その民族グループの言語によって行うことができる。

**第62条** 外国製品及び特定の民族グループの製品の販売を目的とする特定の場所においては、掲示は、フランス語とともに、その国家又は民族グループの言語によって行うことができる。

**第63条** 会社名は、フランス語によらなければならない。

**第64条** 法人格を取得するためには、フランス語による会社名を必要とす

---

(13) *contrat d'adhésion* の訳。ここでは、普通取引約款を用いて締結する契約を意味する。

る。

**第65条** フランス語によらない会社名は、1980年12月31日までに、変更しなければならない。ただし、会社設立の根拠となった法律がそれを許さないときは、この限りでない。

**第66条** 第63条、第64条及び第65条の規定は、会社の名称に関する法律(chapitre D—1)に従って登記されている会社名にも、適用する。

**第67条** 他の言語に由来する家族名、地名、人工的文字の組合せ、音節、記号その他の表現は、他の法律及びフランス語局の規則に合致する限り、会社名に用いることができる。

**第68条** ケベック外においては、会社名には、他の言語による慣行名を付すことができる。製品がケベックにおいてもケベック外においても供給されている場合には、第51条の規定する記載においては、フランス語による会社名とともに、他の言語による会社名をも用いることができる。

**第69条** 第68条に規定する場合を除き、ケベックにおいては、フランス語による会社名のみを使用しなければならない。

**第70条** 健康サービス機関又は社会サービス機関が、1977年8月26日以前にフランス語以外の言語による法人名を採用している場合には、フランス語訳を付すことを条件として、その名称の使用を継続することができる。

**第71条** 金銭的利益を目的とせず、特定の民族グループの文化的発展又はそのグループの固有の利益の保護を目的とする社団は、フランス語訳を付すことを条件として、そのグループの言語による名称を用いることができる。

## 第8節 教育の言語

**第72条** ①本節に規定する例外を除き、幼稚園、小学校及び中学校においては、フランス語によって教育を行う<sup>(14)</sup>。

②前項の規定は、付則の規定する意味における教育機関、及び私学教育に関する法律(chapitre E—9)によって、公的利益を有するものと認められた機

(14) ケベックの学校制度は、わが国の旧制度と類似している。幼稚園は5才から1年間、小学校は6年間、中学校は5年間、高等学校は2年間又は3年間、大学は3年間である。

関、又は助成が認められた機関にも、適用する。

**第73条** 第72条の規定にかかわらず、以下に掲げる子は、父及び母の請求によって、英語による教育を受けることができる。

a) ケベックにおいて英語による初等教育を受けた父又は母の子

b) 1977年8月26日現在でケベックに住所を有し、かつ、ケベック外で英語による初等教育を受けた父又は母の子

c) 1977年8月27日以前の学年において、ケベックの幼稚園、小学校又は中学校で適法に英語による教育を受けた子

d) c号に掲げる子の弟及び妹

**第74条** 子が一人の親又は後見人の監護下にある場合には、その親又は後見人のみによって、第73条の規定する請求をすることができる。

**第75条** 文部大臣は、子に対する英語による教育を許可し、またこの問題について決定を下す権限を有する者を、任命することができる。

**第76条** 第75条の規定に従って文部大臣によって任命された者は、子がすでにフランス語による教育を受けている場合、又はフランス語による教育を受ける予定である場合であっても、英語による初等教育を受ける許可を与えることができる。

**第77条** 詐欺又は虚偽の申述に基づいて与えられた許可は、無効とする。

**第78条** 文部大臣は、錯誤によって与えられた許可を、取消すことができる。

**第79条** ①英語による教育を行っていない教育機関は、英語による教育を行う義務を負わず、また文部大臣の明示的、かつ、事前の承認なくして、英語による教育を行うことはできない。

②しかし、すべての教育機関は、公教育に関する法律の第450条の規定に従い、許可を与えられたすべての子に対して、英語による教育を確保しなければならない。

③文部大臣は、第73条の規定によって英語による教育を受ける許可を与えられた子の数、及び教育機関の能力からして、正当と判断する場合には、第1項の規定する承認を与える。

**第80条** 政府は、規則によって、両親が第73条の規定を援用する際に採るべ

き手続, 及び両親がその請求を正当ならしめるために示すべき証拠について, 定めることができる。

**第81条** ①知能に重大な困難がある子は, 本節の規定の適用を免れる。

②政府は, 規則によって, 前項に該当する子の範囲について定め, また前項の免除を受けるための手続について定めることができる。

**第82条** 第73条の規定の適用に関する, 学校当局の決定, 第72条第2項に掲げる機関の決定, 及び文部大臣によって任命された者の決定, 及び第78条の規定の適用に関する文部大臣の決定については, 再審査を求めることができる。

**第83条** 第82条の規定する再審査を行うために, 再審査委員会を設ける。この委員会は, 政府の任命する3人の委員によって構成する。再審査は, 規則によって定める方法に従って行うものとする。この委員会の決定は, 確定的である。

**第84条** 文部大臣の定める基準に合致するだけのフランス語についての知識(会話, 読み書き)を有しない生徒には, 中等教育終了免状を与えない。

**第85条** 政府は, 規則によって, 一時的にケベックに滞在する特定の者若しくは一定範囲の者, 又はそれらの者の子が本節の規定の適用を免れるための要件を, 定めることができる。<sup>(15)</sup>

**第86条** ①政府は, 規則によって, ケベック州政府と他の州政府との間で締結した相互協定に規定する者についても, 第73条の規定の適用範囲を拡大することができる。

②前項の規定は, 第64条の規定にかかわらず, ケベック官報に掲載された日から, その効力を生ずる。

(15) 本条によって, 日本人でケベック州に研究や仕事のために滞在する者の子弟は英語による学校教育を受けることができる。そのための要件については, 「ケベックに一時的に滞在する者の教育に関する規則 (C-11, r. 6)」に規定されている。

**第1条** ケベックに一時的に滞在する者又はその者の子は, 英語で教育を受けることを欲し, かつ, 本規則に基づいて, 文部大臣又は大臣の指定する者から明示的許可を得たときに限り, 英語による教育を受けることができる。

**第2条** 前条の許可は, すくなくとも, 父母の一方が英語によって初等及び中等教育を受けているとき, 又は子のうちの一人がすでに英語による教育を受けているときに限り, 与えられる。

日本人は, 一般にこの第2条の要件に合致しないであろうが, この第2条は1982年の政令 (Décret 1129-82) によって削除された。

**第87条** 本法は、アメリカインディアン教育におけるアメリカインディアン語の使用を妨げるものではない。

**第88条** ①第72条から第86条までの規定にかかわらず、公教育に関する法律の規定に従ってクリー教育委員会又はカチヴィック教育委員会の設立した学校においては、教育言語は、それぞれクリー語及びエスキモー語とする。また、ジェームズ湾及び北部ケベック協定の確認に関する法律（chapitre C—67）第1条の規定する同協定署名の日、すなわち1975年11月11日現在において、ケベックのクリー族及びエスキモー族の社会において用いられているその他の言語をも、教育言語とする。

②クリー教育委員会及びカチヴィック教育委員会は、これらの学校を卒業した者がケベックの学校、高等学校又は大学で教育を受けることを希望した場合にそれを可能ならしめるために、教育言語としてのフランス語の使用を、目標とする。

③教育委員は、クリー族については学校会の意見、エスキモー族については父兄会の意見を聴取した上で、教育言語としてのフランス語及び英語の導入の程度について、定める。

④クリー教育委員会及びカチヴィック教育委員会は、文部省の助力を得て、〔ジェームズ湾及び北部ケベック〕協定によって利益を受けるクリー族又はカチヴィック族には属さない両親の子に対して、第72条から第86条までの規定を適用するために必要な措置をするものとする。

⑤本条の規定は、シェファールヴィルのナスカピ族に準用する。

## 第9節 雑 則

**第89条** 本法が公用語のみの使用を求めている場合を除き、公用語とその他の言語を同時に用いることを継続することができる。

**第90条** ①ケベックの法律、規則、命令、又は州の管轄事項についてケベックにおいて適用される英国議会の法律は、第10条の規定によればフランス語及び英語によって作成し、公刊するものとされているが、フランス語のみによって作成し、公刊することができる。

②同様に、フランス語の新聞紙上及び英語の新聞紙上に公表すべき法律、規



則又は命令であっても、フランス語の新聞紙上のみに公表することができる。

**第91条** 本法によって、フランス語とともに他の一つ又は複数の言語によって書面を作成することが認められている場合であっても、フランス語文は、少なくとも他の言語と同じ程度に明瞭な方法で、表示しなければならない。

**第92条** 政府の指定する国際機関においては、又は国際的慣行から必要な場合には、本法に反する言語の使用を妨げない。

**第93条** 本法の認めている規則制定権の他に、政府は、本法の実施を容易ならしめるための規則、特に本法が用いている語句及び表現の意味内容を確定するための規則を、定めることができる。<sup>(16)</sup>

**第94条** ①フランス語局の規則、及び本法の規定に従って定められた政府の規則は、政府による承認又は決定の日付を付して官報に掲載された日に、その効力を生じる。

②政府は、承認をする前、又は本法に従って規則を決定する前に、少なくとも60日以上前に、その草案をケベック官報に掲載しなければならない。ただし、規則が1977年8月26日以前に国民議会に付託されているときは、この限りでない。

③フランス語局の規則及び政府の規則の改正は、改正された全文がケベック官報に掲載された日に、その効力を生じる。

④本法がフランス語局の権限に属するものとした事項に関するものであって、政府が1977年8月26日以前に承認し付託した規則は、フランス語局の規則とみなす。

**第95条** ①以下に規定する人及び団体は、クリー語又はエスキモー語を用いる権利を有し、第87条、第88条及び第96条を除いて、本法の適用を免れる。

a) ジェームズ湾及び北部ケベック協定の確認に関する法律 (chapitre C—67) 第1条によって、同協定の利益を認められた者。ただし、同協定の規定する地域内に限る。

b) 同協定の規定する地域内において、同協定に従って設立された団体

(16) 本法に関する規則 (Règlement) は、13 ある (1983年4月26日現在)。注(15)でその一部分の紹介した「ケベックに一時的に滞在する者の教育に関する規則」も、そのひとつである。

c) 同協定の規定する地域内の団体であって、a号に規定する者によって設立され、かつ、その構成員の多くが、a号に規定する者である団体

②本条の規定は、シェフアーヴィルのナスカピ族に準用する。

**第96条** ①第95条に規定する団体は、その業務執行に際しては、フランス語の使用を導入しなければならない。これは、ケベック内の他の地域との間、あるいは同条a号に該当しない構成員との間で、フランス語で連絡を行うためであり、さらには、それらの構成員にフランス語でサービスを提供するためである。

②政府が利害関係人の意見を聴いた上で決定する猶予期間内においては、本法第16条及び第17条の規定は、政府と第95条に規定する団体との間の連絡には、適用しない。

③本条の規定は、シェフアーヴィルのナスカピ族に準用する。

**第97条** 保護インディアンは、本法に服さない。

**第98条** 本法にいう行政機関、健康サービス機関、社会サービス機関、公共的企業及び専門職団体は、付則に列挙する。

## 第2章 フランス語局及びフランス語化

### 第1節 解 釈

**第99条** 本章においては、

- a) 「委員会」とは、本章の規定に従って設立する地名委員会をいい、
- b) 「大臣」とは、本法の適用につき責任を負う大臣をいい、
- c) 「局」とは、本章の規定に従って設立するフランス語局をいう。

### 第2節 フランス語局

**第100条** 言語調査及び用語法についてのケベックの政策を定め指針を与えるため、また政府及び企業内において、できるだけすみやかにフランス語が連絡、労働、商業及び取引の言語となるように監視するために、フランス語局を設ける。

**第101条** フランス語局は、5年以下の任期で政府によって任命される5人

の局員によって構成し、そのうちの1名を局長とする。

**第102条** 局の職員は、公務員に関する法律（chapitre F—3.1）に従って任命し、給料を支給する。

**第103条** 局長は、局の職員に対して、公務員に関する法律によって機関の長に認められた権限を行使する。

**第104条** 政府は、局長及びその他の局員の報酬、手当又は賞与、必要な場合には追加賞与について、決定する。

**第105条** 局長の職は、他の職務と兼任することができない。

**第106条** 局長がその職務を執行することができないときは、政府の指名する他の局員と交替する。

**第107条** ①局員は、自己の個人的利益に関する問題については、審議に加わることができない。

②個人的利益に関するか否かについては、局が決定する。当該局員は、この決定に加わることができない。

**第108条** 局の定足数は、3名とする。賛否同数のときは、局長が決定する。

**第109条** 局長及び局員は、任期の終了に際しては、新たな局長又は局員が任命されるまでその職務を行う。

**第110条** ①局は、政府の判断により、ケベック市又はモントリオール市に置く。

②局は、上の2市に、それぞれ事務所を置く。

③局は、ケベックのいずれの地においても、会議を開くことができる。

**第111条** 局によって承認され、局長又は書記官の認証を受けた議事録は、正文である。局が発行する書面若しくはその謄本、又は報告書の抄本は、局長若しくは書記官の署名を得たときに正文となる。

**第112条** 局の局員及びその職員は、信義誠実の原則に従って行なった職務執行行為を理由として、訴追されることはない。

**第113条** 局は、次の事項を行うものとする。

- a) 局の認める語句及び表現を標準化し公表すること
- b) 本法の施行のために必要な調査について、計画を制定すること
- c) 権限事項に関するものであって本法の施行のために必要な規則を定め、

第188条の規定に従って、それをフランス語審議会の審議に委ねること

d) フランス語化証明書の発行，停止及び取消のための手続について，規則によって定めること

e) 本法の規定するフランス語化計画の準備，作定及び実行を援助すること

f) 主としてフランス語以外の言語によってサービスを提供している市町村，教育機関，健康サービス機関及び社会サービス機関を確認し，又フランス語以外の言語によって教育を行う教育機関の提供するサービス内容を確認すること

**第114条** 局は，次の事項を行なうことができる。

a) 本法によって権限を有するとされた事項について規則を定め，それをフランス語審議会の審議に委ねること

b) 用語委員会を設け，その構成及び任務について定め，必要な場合には各省又は行政機関に対して委任すること

c) 政府の承認を得て，内部の監理規則を定めること

d) 規則によって，サービスの内容を定め，局の職務の執行のために必要な委員会を設けること

e) 対外問題省に関する法律（chapitre M—21）に従って，本法の施行を容易にするために，〔他の州〕政府又はその他の機関との間で協定を締結すること

f) 高等学校及び大学レベルのすべての教育機関に対して，使用教材の言語について報告を求め，この問題について，年次報告書について見解を表明すること

g) ケベックにおいて話され書かれているフランス語を正しく豊かにするために，行政機関，準公共機関，企業，団体及び個人<sup>(17)</sup>を援助すること

**第115条** 政府は，規則によって，各省及びその他の行政機関が局に対して与えるべき援助の方法について，定めることができる。

**第116条** 局によって設立される用語委員会は，各専門分野で用いられてい

---

(17) フランス語の文法やつづりなどに疑問があるときには，フランス語局に質問すれば答えてくれる。

る専門用語及び表現についてリストを作成し、欠点を指摘し、望しいと判断する専門用語及び表現のリストを作成することをもって、その任務とする。

**第117条** 用語委員会は、前条の任務を終えた後には、その結論について局の承認をえるものとする。

**第118条** 局によって標準化された語句及び表現がケベック官報に掲載された後は、行政府の発する書面、行政府が当事者となる契約書、ケベックでフランス語で公刊され文部省によって認められた教材、教育若しくは研究作品、及び公共的掲示においては、それを用いなければならない。

**第119条** 局は、毎年10月31日までに、その前年の会計年度における局の活動について、大臣に報告書を提出しなければならない。

**第120条** 大臣は、局の報告書を受け取った後30日以内に、報告書を国民議会に提出するものとする。大臣が国民議会の開催されていない時に報告書を受け取ったときには、次の会期若しくは再開会期の開始から30日以内に報告書を提出するものとする。

**第121条** 局の報告書の全部又は一部が公表された場合において、その公表が信義誠実の原則に従って行なわれたときは、その公表を理由として民事訴訟を提起することはできない。

### 第3節 地名委員会

**第122条** フランス語局に、地名委員会を設ける。

**第123条** 委員会は、政府の任命する7人の委員によって構成する。委員長及び副委員長を含め、委員のうちの少なくとも4人は、局の常勤スタッフでなければならない。政府は、委員会の非常勤委員に対する報酬及び手当について定める。

**第124条** 委員会は、すべての地名について、その選択の基準及びつづりを定める権限を有し、また地名のない地の名称の決定及び地名の変更について最終決定を下す権限を有する。

**第125条** 委員会は、次の事項を行なうものとする。

- a) 地名の書き方について基準を定めること
- b) 地名についてのリストを作成し、地名を保存すること

- c) 局と協力して、地理的用語法を標準化すること
- d) 地名を公的なものとする
- e) ケベックの公式の地理的語集を公刊すること
- f) 地名に関するあらゆる問題について、政府に対して助言すること

**第126条** ①委員会は、次の事項を行なうことができる。

- a) 地名に関するあらゆる問題について、行政府及びその他の行政機関に対して助言すること
- b) 規則によって、地名選択の基準、地名に関する書き方の基準、地名の決定及び確認の方法について定めること
- c) まだ開発されていない土地について、地理学的名称を付け、又はそれを変更すること
- d) 開発されているすべての土地について、当該行政機関の同意をえて、名称を付け、又はそれを変更すること

②委員会の規則は、それが局の規則でもある場合には、第94条の規定に従わなければならない。

**第127条** 1年間に委員会によって確認された地名は、少なくとも1年に1度、ケベック官報に掲載しなければならない。

**第128条** 委員会によって選択され、又は確認された名称がケベック官報に掲載された後は、行政府及び準公共機関の発する書面、道路標識、公共的掲示、ケベックで公刊され文部省によって認められた教材、教育若しくは研究作品<sup>(18)</sup>においては、それを用いなければならない。

#### 第4節 行政のフランス語化

**第129条** 本法の規定を遵守するため、又はフランス語を全般的に使用するために、猶予期間を必要とする行政機関は、できる限りすみやかに局の指導と助言を得て、フランス語化計画を策定しなければならない。

**第130条** フランス語化計画においては、退職まじかの者及び長年行政サービスの職にあった者の置かれている立場について配慮しなければならない。

---

(18) 例えば、ケベック州通商産業観光省が英語で発行している観光パンフレット中でも、フランス語地名は、英語に翻訳されていない。

**第131条** ①行政機関は、自己の機関における言語上の問題に関する分析、及び本法を遵守するために採った措置に関する報告を内容とする報告書を、1978年12月31日までに局に提出しなければならない。

②局は、前項の報告書の様式、及びそれに含まれるべき内容を決定する。

**第132条** ①局は、〔行政機関〕が採った措置、及び採ろうとしている措置を不十分と判断するときには、関係者から〔事情を〕聴取し、また不可欠と考える書類及び情報の提出を求めることができる。

②局は、必要な場合には、適当な修正を行なうものとする。

③修正措置に従わない機関は、違反を犯したものとみなす。

**第133条** 行政機関又はサービス機関が、本法及び規則の規定する目標を達成するための十分な措置を採っている場合において、その機関が本法の適用の猶予を求めたときは、局は、1年以内の期間に限り、本法の適用を猶予することができる。

**第134条** 行政機関が1978年12月31日以前において本法第14条から第29条までの規定、及び第129条から第132条までの規定に違反したことを理由とする訴訟は、局の明示的承認を得ることなくしては提起することができない。

## (19) 第5節 企業のフランス語化

**第135条** 本節の規定は、公共的企業にも適用する。

**第136条** 50人以上の従業員を雇傭する企業は、第152条の規定に従って定められる日（1983年12月31日まででなければならない）以後、局の発行するフラ

---

(19) 企業内の使用言語をフランス語化するために設けられている本節の規定は、ある意味では極めて執拗である。この背後には、次のような事情があったといえるであろう。かつて、カナダ最大の都市であったモントリオールの大企業（その多くは英語系）においては、幹部は英語系の人々に独占され、2か国を話す秘書が彼らの決定・命令をフランス語で下級職員に伝達していた、といわれている。このため、本節の規定は、フランス語系の人々に対して幹部職員への途を拓くために必要だったのでであろう。ところが、かなりの数の企業が、本法の適用を嫌ってオンタリオ州のトロント市へ本社を移転したといわれている（ちなみに、カナダ最大の都市は、現在ではトロント市である）。この点で、本法を制定したことは、ケベック州の経済にとってマイナスであった、という評価もある。

ンス語化証明書を得なければならない。

**第137条** フランス語化証明書を必要とする企業が、1979年1月3日以後においてそれを得ていない場合には、違反を犯したものとみなす。

**第138条** フランス語化証明書は、当該企業が局の承認を得たフランス語化計画を十分に実施していること、又はフランス語化計画の目的をすでに実現していることを、証明するものとする。

**第139条** 企業がフランス語化計画の実施を予定しており、かつ、適当な準備を行っている場合には、局は、規則に従って、仮のフランス語化証明書を発行することができる。

**第140条** 局は、企業が第138条又は第139条の要件を満たしていると判断する場合に、フランス語化証明書を発行する。

**第141条** フランス語化計画は、企業のあらゆる分野におけるフランス語の全般的使用を目的とする。その内容は、次のとおりとする。

- a) 管理者、専門的職種の従業員及びその他の従業員が公用語の知識をもつこと
- b) 取締役会を含め企業のあらゆる分野において、フランス語を広く用いるようにするために、フランス語の知識を十分に向上させること
- c) 労働及び内部の言語としてのフランス語の使用
- d) 企業の書類、特にマニュアル及びカタログにおけるフランス語の使用
- e) 雇客、納品業者及び公衆との間におけるフランス語の使用
- f) フランス語的用語法の使用
- g) 広告におけるフランス語の使用
- h) 採用、昇進及び配置転換に関する適切な基準

**第142条** フランス語化計画においては、退職まぢかの者及び企業において長年その職にあった者の置かれている立場について、配慮しなければならない。

**第143条** フランス語化計画においては、企業、特にケベックに本社を置きつつも、その活動がケベック外にも及んでいる企業の対外的関係について、配慮しなければならない。

**第144条** 本社におけるフランス語化計画の適用については、局との間で特



別の取決めをすることかできる。その取決めが効力を有する間は、当該本社においては、第136条から第156条までの規定に従うものとする。局は、規則によって、「本社」について定義し、本条の意味における本社を確認するものとする。

**第145条** 言語学的なものを含む文化的財産を創り出す企業においては、フランス語化計画は、言語学的内容に直接関係する部門の置かれている立場について配慮しなければならない。

**第146条** 100人以上の従業員を雇傭する企業は、1977年11月30日までに、フランス語化委員会を設置しなければならない。委員会は、6名以上の委員で構成し、そのうちの3分の1以上は、第147条の規定に従って、当該企業の労働者の代表者とするものとする。

**第147条** ①企業内に、労働者の多数を代表する労働組合が1つしか存しない場合には、その組合が、第146条のいう労働者の代表者を指名する。

②企業内に、労働者の多数を代表する労働組合が複数存する場合には、それらの組合が合意に従って、第146条のいう労働者の代表者を指名する。

③合意がない場合、及びその他の場合には、当該企業の全労働者が、企業の管理規則に従って、代表者を選出する。

**第148条** 企業のフランス語化委員会は、その権限内事項について、小委員会を設けることができる。

**第149条** フランス語化委員会は、局によって提供される書類及び問題集を用いて、自己の企業における言語上の問題について分析し、企業管理者を通じて、それを局に報告するものとする。

**第150条** 局は、第149条の規定する報告を検討したのち、当該企業がフランス語化計画を実施すべきか否かについて決定する。実施すべき場合には、企業は、フランス語化委員会に、適当な計画の策定及びその実施の監督を行なわせるものとする。

**第151条** ①50人未満の従業員を雇傭する企業に対しても、局は、大臣の承認及びケベック官報への公示を経て、言語上の問題を分析し、フランス語化計画を策定し、またそれを実施するように、求めることができる。

②局は、自己の行なった勧告及び企業の採った対策について、毎年、大臣に

報告しなければならない。

**第152条** ①局は、規則によって、企業の活動内容及び従業員の数を基準として、企業を分類することができる。このようにして分類されたそれぞれの企業について、フランス語化証明書が要求される日、証明書発行のための要件、及び証明書を取得した企業の義務について、定めることができる。

②局は、同様にして、50人以上の従業員を雇っている企業、あるいは100人以上の従業員を雇っている企業を確認するための基準を定め、また本節の「企業」という表現を定義することができる。

**第153条** 企業がフランス語化証明書（仮の証明書を含む）を取得している場合には、局は、当該企業について本法のすべての規定の適用を一時的に免除することができる。局は、第3章の規定に従って設けられるフランス語監督委員会に免除について通知するものとする。

**第154条** 企業が実施すべきフランス語化計画を行わない場合、又は本法及び規則によって課されている義務を履行しない場合には、局は、証明を停止し、又は取消することができる。

**第155条** ①フランス語化証明書の発行拒絶、停止又は取消に関する局の決定については、再審査を求めることができる。

②再審査は、政府の設ける再審査委員会に対して行なうものとし、その方式については政府が定める。

③再審査委員会は、政府の任命する3人の委員によって構成する。

④再審査委員会の書記官及びその他の職員は、公務員に関する法律（chapitre F-3.1）に従って任命し俸給を与える。

**第156条** 局は、年次報告書において、自己の決定した証明書の取消、規定された期間内にフランス語化証明書を取得していない企業、及び第146条の規定するフランス語化委員会を設立していない企業について、公表する。

### 第3章 監督委員会及び調査

**第157条** 本章においては、

a) 「監督委員会」とは、本章の規定に従って設立するフランス語監督委員

会をいい、

b) 「大臣」とは、本法の適用につき責任を負う大臣をいい、

c) 「局」とは、フランス語局をいい、

d) 「委員長」とは、監督委員会の委員長をいう。

**第158条** 本法の不遵守に関する問題を取り扱うために、監督委員会を設ける。

**第159条** 監督委員会は、委員長が指揮し、調査委員、調査官及びその他の必要な職員をもって構成する。

**第160条** 監督委員会の委員長は、5年以下の任期で政府が任命する。

**第161条** 監督委員会の調査委員、調査官及びその他の職員は、公務員に関する法律に従って任命し、給料を支給する。

**第162条** 委員長は、監督委員会の調査委員、調査官及びその他の職員に対して、公務員に関する法律によって機関の長に認められた権限を行使する。

**第163条** 政府は、委員長の報酬、手当又は賞与、必要な場合には追加賞与について、決定する。

**第164条** 委員長の職は、他の職務と兼任することができない。

**第165条** 委員長がその職務を執行することができないときは、政府の指名する者がその権限を行使する。

**第166条** 委員長は、任期の終了に際しては、新たな委員長が任命されるまでその職務を行う。

**第167条** 委員長は、第162条の規定によって認められる権限の他に、監督委員会の調査委員、調査官及びその他の職員を指揮し、協力させ、仕事の配分を行なうことができる。委員長は、自ら調査委員の職務を行なうことができる。

**第168条** 監督委員会の調査委員及び職員は、信義誠実の原則に従って行なった職務執行行為を理由として、訴追されることはない。

**第169条** 調査委員は、本法の規定する調査を行なう。

**第170条** 調査官は、調査委員の職務執行を援け、本法に対する違反を示す事実を集め、確認し、確認した事実について調査委員に報告し、勧告するものとする。

**第171条** 調査委員は、本法が遵守されていないと信ずべき理由のある場合

に、調査を行なう。

**第172条** 局がフランス語化証明書を発行した企業、又は発行しようとしている企業であっても、局が求めるときには、調査の対象とすることができる。

**第173条** すべての人及び団体は、調査を請求することができる。

**第174条** 調査の請求は書面によって行ない、請求を根拠づける理由及び請求者の名を表示しなければならない。請求者の名は、請求者の明示的同意がなければ開示しない。

**第175条** 請求者は、請求書面の作成について、調査委員及びその他の職員  
の援助を求める権利を有する。

**第176条** ①調査委員は、次の場合には調査を拒否しなければならない。

- a) 本法の規定において、調査委員が権限をもたない事項に関するとき
- b) 当該問題が、護民官又は人権委員会の権限事項に関するとき
- c) 請求の理由である事実が、請求の時点ではもはや存しないとき
- d) 請求がささいなこと、又は害意をもってなされていると、調査委員が確信するとき

②b号に該当する場合には、調査委員は、事情に応じて護民官又は人権委員会に書類を送付する。

**第177条** 調査委員は、次の場合には自己の判断により調査を拒否することができる。

- a) 請求者がすでに適切な手続を行なっているとき
- b) 請求の理由たる事実が、調査開始までに消滅するであろうとき
- c) 諸般の事情から請求が正当と判断されないとき

**第178条** 請求を拒否した場合には、調査委員は、請求者に対して、拒否を通知し、その理由を開示し、請求者の採りうる救済手段について示さなければならない。

**第179条** 調査については、調査委員及び調査を命じられた調査官は、捜査官に関する法律（chapitre C—37）に従って任命された者に認められる権限及び特権を有する。

**第180条** 調査委員及び調査を命じられた調査官は、請求があるときは、監督委員会の委員長の署名のある身分証明証を提示しなければならない。

**第181条** 調査委員及び調査を命じられた調査官の行なう 事情聴取 については、民事訴訟法第307条、第308条及び第309条の規定を適用する。

**第182条** ①調査の結果、本法又は本法に従って定められた規則に対する違反が存すると確信するに至ったときは、調査委員は、違反をしていると考える者に対して、一定期間内に遵守するよう要求するものとする。

②前項の期間が経過しても違反がなお継続していると判断するときには、調査委員は、検事総長に書類を送付する。検事総長は、自己の判断に基づき、捜査又は適切な刑事訴訟を行なうものとする。

**第183条** ①監督委員会は、毎年10月31日までに、自己の行なった活動について大臣に報告しなければならない。

②監督委員会の報告書においては、委員会の行なった調査、手続及びその結果を記載しなければならない。

**第184条** 大臣は、監督委員会の報告書を受け取った後 30日 以内に、報告書を国民議会に提出するものとする。大臣が国民議会の開催されていない時に報告書を受けとったときには、次の会期若しくは再開会期の開始から30日以内に報告書を提出するものとする。

#### 第4章 フランス語審議会

**第185条** 本章においては、

- a) 「審議会」とは、フランス語審議会をいい、
- b) 「大臣」とは、本法の適用につき責任を負う大臣をいい、
- c) 「局」とは、フランス語局をいう。

**第186条** フランス語に関するケベックの政策、及び本法の解釈又は適用に関するあらゆる問題について、大臣に答申するために、フランス語審議会を設ける。

**第187条** 審議会は、政府によって任命される 12人の委員で構成する。そのうちわけは、次のとおりとする。

- a) 会長及び副会長
- b) 2名は、社会文化団体の代表者の意見に従って任命する

- c) 2名は、労働団体の代表者の意見に従って任命する
- d) 2名は、使用者団体の代表者の意見に従って任命する
- e) 2名は、大学の代表者の意見に従って任命する
- f) 2名は、民族グループの代表者の意見に従って任命する

**第188条** 審議会は、次の事項を行なうものとする。

- a) ケベックにおけるフランス語の位置、及び本法の解釈又は適用について、大臣の諮問に対して答申すること
- b) フランス語の位置及び質に関するケベックの言語問題の展開を監視し、大臣に対して意見をのべること
- c) 言語問題を担当する大臣を監視し、政府に対して注意を喚起すること
- d) 局の定める規則について、大臣に対して見解を表明すること

**第189条** 審議会は、次の事項を行なうことができる。

- a) フランス語の位置及び質について、個人又は団体から意見又は助言をえること
- b) 大臣の同意を得て、言語に関する問題について調査を行ない、又は適当な研究をし、若しくは他人をして研究を行なわしめること
- c) 本法の適用に困難のある行政機関又は企業の意見を聴取し、大臣に報告すること
- d) ケベックにおけるフランス語に関する問題について広報活動を行なうこと
- e) 政府の承認をえて、内部の管理規則を定めること

**第190条** ①会長及び副会長は、5年以下の任期で任命し、その他の委員は、4年の任期で任命する。

②ただし、会長を除き、最初の委員のうち3名は1年の任期で、3名は2年の任期で、2名は3年の任期で、2名は4年の任期で任命する。

③審議会の委員は、再任することができる。

**第191条** 審議会の委員は、任期の終了に際しては、新たな委員が任命されるまでその職務を行なう。

**第192条** 委員がその職務を行なわないときは、政府は、残りの任期につき、第187条の規定する方法に従って任命する委員と交替させる。

**第193条** 会長は、審議会を主宰し、業務を配分する。会長は、審議会と大臣との関係について責任を負う。

**第194条** 会長及び副会長の職は、他の職務と兼任することができない。

**第195条** 政府は、会長及び副会長の報酬、手当又は賞与、必要な場合には追加賞与について、決定する。

**第196条** 会長及び副会長を除き、審議会の委員には報酬を支給しない。ただし、職務を行なうために要した費用の償還、及び政府の定める出席手当を受けける権利を有する。

**第197条** ①審議会の職員は、公務員に関する法律に従って任命し、給料を支給する。

②会長は、審議会の職員に対して、前項の法律によって機関の長に認められた権限を行使する。

**第198条** ①審議会は、大臣の承認をえて、特定の問題について検討するための特別委員会を設け、特別委員会をして、関連情報を集めさせ、その意見を審議会に報告させることができる。

②特別委員会においては、大臣の事前の承認をえて、委員の全部又は1部を、審議会の委員でない者によって構成することができる。

**第199条** 審議会は、第197条に規定する職員の他に、大臣の承認をえて、公の認証を行なうことを職務とする職員を採用することができる。

**第200条** 審議会は、ケベック市都市圏団体のうちのいずれかの市町村に置く。審議会は、ケベックのいずれの地においても、会議を開くことができる。会議は、必要に応じて開くものとする。

**第201条** 審議会の定足数は、6名とする。賛否同数のときは、会長が決定する。

**第202条** 会長が存しないとき、又は会長が一時的にその職務を行なうことができないときは、副会長がその職務を行なう。

**第203条** 審議会は、毎年10月31日までに、審議会の行なった活動について大臣に報告しなければならない。

**第204条** 大臣は、審議会の報告書を受け取った後30日以内に、報告書を国民議会に提出するものとする。大臣が国民議会の開催されていない時に報告書

を受け取ったときには、次の会期若しくは再開会期の開始から30日以内に報告書を提出するものとする。

## 第5章 違反及び罰則

**第205条** 第136条を除く本法の規定、又は本法に従って定められた政府若しくはフランス語局の規則に違反した者には、〔訴訟〕費用の他に以下の罰金を課する。

a) 一つの違反につき、自然人に対しては25ドル以上500ドル以下の罰金、法人に対しては50ドル以上1000ドル以下の罰金を課する。

b) 2年間違反を継続した場合には、自然人に対しては50ドル以上1000ドル以下の罰金、法人に対しては500ドル以上5000ドル以下の罰金を課する。

**第206条** 第136条の規定に違反した企業に対しては、〔訴訟〕費用の他に、証明書なしで企業活動を行なった期間について1日あたり100ドル以上2000ドル以下の罰金を課する。

**第207条** 検事総長及び検事総長から略式手続による職務の執行を認められた者は、本法の規定する訴追を行ない、また本法の適用のために必要な手段を行なうものとする。

**第208条** ①民事裁判所は、検事総長の請求により、被告の費用をもって本法の規定に適合しない掲示、広告、掲示板若しくはネオンサインを判決後7日以内に撤去又は破壊するように、命じることができる。

②請求は、掲示物の所有者、又は掲示、広告、掲示板若しくはネオンサインを設置し、又は設置させた者を被告として、提起することができる。

## 第6章 経過規定及び雑則

**第209条** ①第11条の規定は、1979年1月3日に効力を生じるものとする。

②第13条の規定は、1980年1月3日に効力を生じるものとする。

③第34条、第58条及び第208条の規定は、第211条の規定する例外を除き、1978年7月3日に効力を生じるものとする。



**第210条** 1974年7月31日以前に設置した掲示板又はネオンサインの所有者は、1978年7月3日以後第58条の規定に従わなければならない。

**第211条** 公用語に関する法律 (1974, chapitre 6) の第35条が規定する要件を満たしている者は、1981年9月1日までは、適当な変更、特に本法に適合するように掲示板及びネオンサインに変更を加えることによって、2言語による掲示を継続することができる。

**第212条** 政府は、本法の適用につき責任を負う大臣を決定する。この大臣は、フランス語局の職員、監督委員会の職員及びフランス語審議会の職員に対して、担当大臣としての権限を行使する。

**第213条** 本法は、政府にも適用する。

**第214条** 本法は、1982年〔連邦〕憲法の第2条、及び第7条から第15条までの規定にかかわらず、その効力を有する (カナダに関する法律の付則 B, 1982年連合王国議会法律集第11節)。

## 付 則

### A 行政機関

#### 1 政府及び各省

**2 政府機関**——政府又は大臣によって半数以上の構成員が任命されている機関、職員又は従業員を公務員に関する法律 (chapitre F—3.1) に従って任命し、給料を支給するように法律が命じている機関、及び資金の半分以上を国庫から得ている機関、ただし、健康サービス機関、社会サービス機関、高等学校及びケベック大学を除く。

#### 3 地方公共団体及び教育機関

a) 都市圏団体——ケベック〔市〕都市圏団体、モントリオール都市圏団体、ルタウエ地域団体、ケベック〔市〕都市圏団体輸送委員会、ケベック〔州〕大都市浄水局、モントリオール都市圏団体輸送委員会、ルタウエ地域団体輸送委員会、ルタウエ開発会社、ラヴァル市輸送委員会及びモントリオール南岸輸送委員会

b) 市町村——一般法又は特別法に従って設立された市町村、及びそれら

を管理する機関。当該地域の行政に参画する団体についても、同様とする。

- c) 教育機関——地方公共委員会，学校委員会，公教育に関する法律（chapitre I—14）によって規律される管理者団体，及びモントリオール島教育審議会

- 4 健康サービス機関及び社会サービス機関——健康サービス及び社会サービスに関する法律（chapitre S—5）のいう機関

## B 準公共機関

- 1 公共的企業——電話，電報，電信企業，航空機，船舶，バス若しくは鉄道による運送企業，ガス，水若しくは電気の生産，輸送，供給若しくは販売を目的とする企業，又は輸送委員会の認可を受けた企業であって，政府機関でないもの
- 2 専門職団体——「専門職団体」という名称の下に，専門職法典（chapitre C—26）の付則 I に掲げられている団体，及び同法典に従って設立された団体